審議会における会議のルール（お願い）

資料 ４

活発な意見交換には参加するみなさんのご意見（発言）が大切です。

本会議が市民・行政の円滑なコミュニケーション、新たなまちづくりの円滑な議論、意見交換の機会となるよう、次のルールを守ってください。

①　発言者の意見、説明は最後までしっかりと聞きましょう。

②　考え方が異なる意見（提案）があっても、批判や否定は避けましょう。反対するときは、代替案を提示するなど、お互いを尊重し、建設的な意見交換、発言の場となるよう、ご協力をお願いします。

③　できる限り参加者全員が意見を出し合う機会を設けたいため、短めの発言を心がけてください。（会議には時間制限もあるので、１人があまり長く発言することのないようご注意ください）

④　一方的な行政への批判、個別案件の陳情などを述べるだけではなく、議題やテーマに沿った発言、本市の現状を踏まえた建設的な意見をお願いします。

⑤　本会議の議事内容は、原則公開情報となりますので、個人情報や団体、法人等が不利益になる情報、市民に不正確な理解や誤解を与える情報についての発言は控えてください。

上記のルールに反する発言や行為が顕在する場合や、会議において不適切な発言がみられる場合は、会長（議長）の判断で発言の制止、また、必要に応じて退出していただく場合があります。

円滑な議事進行と、意義のある意見交換となるよう、進行にご協力をお願いします。